

## 議案第70号

清水町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町課設置条例の一部を改正する条例

清水町課設置条例（昭和27年清水町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保育所」を「認定こども園」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。